

Title	國立臺灣大學「文史哲學報」第一期
Sub Title	
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.24, No.4 (1951. 4) ,p.139(579)- 141(581)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19510400-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Liibker と相異する點は本書が人名及び文學的方面により詳細で地理及び文献學的方面に於ては簡略な點にある。本書の「の特徴は重要な項目には相當に長い説明が與へられてゐることで、歴史に特に深い項目としては Law and Procedure, Rome; Rome (History); Greece (History); Lex (leges); 等があり數頁を要している。大體古典文學研究者を目的として作られたもの故純粹史學の方面的項目の説明は概ね短く、特にギリシヤの制度に関する説明の取扱には不満な點が多いようと思はれる。各項目は編纂者及び他の十六一人の寄稿者の手になり、寄稿者中には V. Ehrenberg, F. H. Heichelheim, Nils Nilsson, 等幾多の著名の者の名が見受けられる。簡略とは言へ各項目には戰時中にも續行せられた研究の成績が取入れられて居り、特に各項目に附せられた文献案内は良く精選せられていて、戰時以來ヨーロッパの學界より完全に遮断されてゐた我々にとつては、現時の最高の研究の所在を示して呉れる意味で重要であらう。尙本書は大體 Constantinus 帝の死 (337. A. D.) までを取扱ひてゐるが、その後の人物でも特に古典研究に重要と思はれる Augustin, Eustathius, Photius, Psellus, Thomas Magister, Triclinius, Tzetzes, は所收されてゐるがキリスト教的作者は古典文化に特に關係なき限り所收されていない。

(森岡敬一郎)

國立臺灣大學「文史哲學報」第一期

戰爭の間、我々は中國の學界と切斷され、その消息は不明であった。そこで戰後、平和の回復されると共に中國學界との交流は痛切に期待されたのである。然るに不幸なる現状はそれに反して依然として極めて僅かな相互の流通が存するのみである。此所に紹介する雑誌もその意味に於いて大いに貴重視されるであらう。

本雜誌は民國三十九年 (一九五〇年) 六月に臺北の國立臺灣大學文學院より出版され、同大學副教授陳莉和氏の好意により逸早く慶應義塾大學文學部史學研究室に寄贈されたものである。

編輯は文史哲學報編輯委員會によつてなされ、傅斯年氏を名譽編輯に戴き、毛子水、方豪、王國華、李濟、沈剛伯、莫千里、董作賓、陳康、臺靜農、劉崇鋐の十氏が編輯に名を列ねてゐる。その徵稿簡約によれば臺灣大學の教授、副教授、講師及び助教の文學、語言文字學、史學、考古學、人類學及び哲學に關する研究論文を登載すると言ふから、まづ現在の中國に於ける第一流の學術雑誌と言へよう。尙刊行は年二回、六月と十二月の發行と暫定されてゐる。

さて創刊第一期たる本號には、(一)董作賓「湯盤與商三戈」、(二)凌純聲「記本校二銅鼓兼論銅鼓的起源及其分佈」、(三)李濟「中國

古器物學的新基礎」、(四)屈萬里「周易卦爻辭成於周武王時考」、

(五)芮逸夫「爾雅釋親補正」、(六)王叔岷「孟子校補」、(七)陳康「亞里士多德的兩個術語 Energeia 和 Entelecheia 之異同」、(八)方

蒙「康熙五十八年清廷派員測繪琉球地圖之研究」、(九)陳荆和「越南東京地方之特稱 “Ke”」、(十)勞榦「論漢代的游俠」、(十一)臺靜農「兩漢樂舞考」、(十二)鄭鵞「仙呂混江龍的本格及其變化」、

(十三)李宗侗「趙東潛年譜稿」の十三篇が含まれ、四六倍判合計三七三頁に及んでゐる。

次にその内容の若干を簡単に紹介すると、(一)董作賓「湯盤與商三戈」は、羅振玉が民國六年に得て商代の重要な資料と折紙をつけて以來、學者の間に珍重された所謂「商三戈」の贋物なることを證明した論文である。その中で郭沫若氏を反駁して、郭氏が商三戈の銘文に據つて「大學」の中の湯盤銘の「苟日新、日日新、又日新」の句は誤讀であつて、正しくは「兄日辛、祖日辛、父日辛」と讀むべきだとして提案した新説は、商三戈を信じた爲に生じた誤りで、舊來の讀方の正しいことを述べてゐる。(二)凌純聲「記本校二銅鼓兼論銅鼓的起源及其分佈」は初めに銅鼓研究の必要な所以や、その研究史を略述し、次いで臺灣大學所藏二銅鼓の型式を論じ、更に正史の南蠻傳等の中國史料に據つて銅鼓の原使用民族が獠であつたことを推測し、又、その出土地の分布状態を中國南洋方面の文献に基いて明かにし、その結果中國南部が最も

密であること、及び最古の型式の銅鼓の出土地などから考へて、揚子江中流の「雲夢大澤及び其の四周の地」が銅鼓の起源地であつたと推定じてをる。そして凌氏は獠即ち今日の Indonesian が北方よりする中國系（漢、藏、撣、緬、苗、猺等）諸民族の壓迫に伴つて南下し中南（インドニシア）半島から南洋群島へ移動するにつれて銅鼓を各地に残したのであらうと結論してゐる。銅鼓の問題は東南アジア古代史上の重要な課題で、關係する所極めて多く、それだけ本論文も多岐に亘り、獠が果して凌氏の考へる如く今日のインドネシア民族を指すものかどうかなど色々な問題を投じてゐるやうである。(三)李濟「中國古器物學的新基礎」は民國三十七年蔡元培紀念學術講演會の際の講演原稿に多少辭句を改めたもので、中國の古器物學即ち金石考古學の過去、現状と將來の見通しを通してある。(八)方蒙「康熙五十八年清廷派員測繪琉球地圖之研究」は從來殆ど知られなかつた清朝の琉球測圖の事實を明かにし、これが康熙帝の有名な全國測量（皇輿全覽圖）の一環をなすものであつたことを琉球史料を多く用ひて明かにしてゐる。そしてこの重要事實が知られなくなつた理由は此の測量の際の冊封副使であつた徐葆光が測量者の功を嫉視してその著「中山傳信錄」に於いて抹殺したからであると述べて、隨處に徐葆光を筆誅してゐる。(九)陳荆和「越南東京地方之特稱 “Ke”」は、東京地方の村落は官稱である漢名の外に、俗稱である安南名を有し

てゐるがその俗名に“Ke”音を附するもの極めて多きことに着目し、その理由、意義、淵源等を考察したものである。“Ke”は地名、區域名のみならず、更に人名、種族名等にも存在してをることを見出し、河内の俗名 Ke-cho の原義に及ぶなど廣汎に資料から用例を蒐集し、その結果、“Ke”は泰語の「人」、「個人」を指す “Khón” と同一語源なることを論證してゐる。そしてこれから時代と共に意義が變り、やがて「一般人」を指し、又、「人」の住む「居地」、「區劃」、「聚落」をも意味するやうになつたことを推定してゐる。その論證の間に、丁部領の國號「瞿越」の瞿も “Ke” と關係あり、新に獨立した丁氏が「交趾」、「交州」等の中國式の稱を厭ひ、南越の傳統を繼いだことを示し、其の地の普遍の地名「瞿」を以て「越」字に加へたのであらうといふ新見解など隨所に安南史上の重要な問題に觸れてゐて興味深い。尙、陳莉和副教授は慶大東洋史學科出身の新進學者である。(十)勞榦「論漢代的游俠」は漢代の游俠とは市井にあつて黃老的生活態度を持つしてゐた者であること、從つて漢初までは時の政府の方針と必ずしも乖離しなかつたが、武帝の儒教採用以來、その存在は政策と一致せず、次第に彈壓され、後漢に入るとその性格が變容したことなどを述べて居る。その他の論文も、それぞれ興味ある論文であるが、今は紙幅がないので割愛することとする。

(和田博德)

彙報

ボウハタン船中規則書

萬延元年の遣米使節の一員である勘定組頭森田岡太郎清行の亞行日記附錄に船中規則が記されて居る。即ち

日本乘組人可相守規則

第一 船將之部屋之外船之中段にて煙草を免さず

第二 船中にて組提灯を用ゆへからず

第三 船將部屋之外夜四ツ時燈明を消すへし

第四 烹焚は夜五時過これを免さず

但日本人焚附を見て夜五時半に消すへし

第五 烹焚用之水は水置所より樽にて船中壹人前丸貳升ガル

第六 酒類は船中之者共彼方水夫等を云ふ與ふへからず但持去られざる

ロンの割にて與ふへし

様いたすへし

第七 合藥又は武器類は日本人に設けし部屋に置へからず

第八 部屋内に火を許さず

第九 船中火用心之爲め諸燈明第一心付へし

第十 役人之外船中にて士官の部屋に來るを許さず

第十一 右之方便所は第一等役人左之方便所は第二等役人從

者は船之表にて用ゆへし
第十二 船中之者共彼方水夫等を云ふ日本人に對し過ちありし時は通辯人より其段第一等リウテナント官に知らすへし

(河北展生記)